

問題1. 外為法第48条第1項及び外為法第25条第1項も、「(A)を妨げることとなると認められるものとして」という書き出しで始まっている。(A)には、「国際的な平和及び安全の維持」が入る。

問題2. 1974年のインドの核実験を契機に発足した核兵器の関連資機材・関連技術に関する国際輸出管理レジームは、(A)である。(A)には、原子力供給国グループ(NSG)が入る。

問題3. 本邦にある貿易会社Xは、タイにあるメーカーYから、輸出令別表第1の3の項(2)に該当する弁(総価額10万円)の注文を受けた。貿易会社Xは、弁をメーカーYに輸出する場合、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

問題4. 本邦にあるメーカーXは、2年前にタイにあるメーカーYに輸出令別表第1の2の項に該当するロボット(1台)について輸出許可を取得し、輸出した。ロボットが故障したため、メーカーXは、メーカーYからの修理の依頼があり、ロボットを先週、日本に輸入した。メーカーXが故障箇所を修理後、メーカーYに再輸出する場合、修理代と運送費で、約100万円かかったとしても、無償告示により輸出許可は不要である。

問題5. 本邦にあるX大学では、姉妹校であるオーストラリアにあるY大学に輸出令別表第1の10の項に該当するセンサー(価額150万円)を輸出する予定である。センサーの使用目的が、基礎科学分野の研究活動であれば、X大学は輸出許可が不要である。

問題6. 本邦にあるメーカーXは、外国ユーザーリストに掲載されているイランにある企業Y(懸念区分は、核)から、輸出令別表第1の16の項に該当する周波数変換器(核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例での懸念用途は、核兵器)10セットの引き合いを受けた。メーカーXの担当者が、周波数変換器の用途を企業Yの担当者に尋ねたところ、「用途は、企業秘密で言えない。」と連絡があった。この場合、メーカーXが、企業Yから受注し輸出する場合、輸出許可申請は不要である。

問題 7. 本邦にある貿易会社 X の営業課長は、英国にあるメーカー Y から注文を受けたソフトウェア α が、外為令別表の 4 の項に該当し、役務取引許可が必要な技術であったにもかかわらず、役務取引許可を取得しないで、メーカー Y に提供した。この場合、貿易会社 X の営業課長が、外為法の規制を知らなかったのであれば、貿易会社 X は、外為法違反に問われることはない。

問題 8. 本邦にある X 大学の教授は、5 年前に米国や英国で出版されたロボット工学の専門書 α (外為令別表の 6 の項に該当する技術を含んでいる) をイランの Y 大学に勤務している教授に提供する予定である。この場合、役務取引許可申請は不要である。

問題 9. 輸出令別表第 1 の 4 の項の中欄では、「次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの」と規定されている。この経済産業省令とは、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(貨物等省令)をいう。

問題 10. 本邦にあるメーカー X は、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、輸出令別表第 1 の 3 の項(2)に該当する貯蔵容器をスペインにある水処理メーカー Y に輸出した。この場合、この輸出に関する資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも 5年間 保存する必要がある。下線部分は正しい。

問題 11. 外為法第 25 条第 1 項中の政令とは、外国為替令(外為令)のことである。

問題 12. 本邦にあるメーカー X は、英国にあるメーカー Y から、製造請負の引き合いを受け、外為令別表の 6 の項に該当する製造図面 α を提供された。メーカー X は、内部で検討したが、自社では製造技術が不足していることから、引き合いを辞退し、メーカー Y に製造図面 α を返却する予定である。この場合、提供したメーカー Y に戻すので、役務取引許可は不要である。

問題 1 3. キャッチオール規制に関する輸出許可・役務取引許可の申請は、経済産業省の安全保障貿易審査課に行う必要がある。

問題 1 4. 本邦にあるメーカー X は、台湾にあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 7 の項 (1) に該当する集積回路 (総価額 1 5 0 万円) の注文を受けた。用途を確認したところ、戦車の制御装置の製造に使用すると連絡があった。メーカー X が、取得している特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、集積回路を輸出する場合、輸出後に経済産業大臣へ「届出」が必要である。

問題 1 5. 本邦にある貿易会社 X のタイ支店が、中国のメーカー Y から輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する合金 1 トンを購入し、アラブ首長国連邦にある企業 Z に販売する仲介貿易取引の契約をした際、この企業 Z から、この合金を使って大陸間弾道ミサイルの開発等を行うと電子メールで連絡を受けた。この場合、貿易会社 X は、仲介貿易取引許可申請を経済産業大臣に行う必要がある。

問題 1 6. 中華人民共和国及び大韓民国は、輸出令別表第 3 に掲げる地域である。

問題 1 7. 本邦にあるメーカー X は、来週、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当するロボット 1 台をシンガポールで行われるロボットの国際展示会に出品する予定である。国際展示会終了後、ロボットを本邦に戻す予定であれば、出品時の輸出許可は不要である。

問題 1 8. 本邦にあるメーカー X は、毎月 1 回、フランスにあるメーカー Y に輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する試薬 α (5 キログラム) を輸出している。このような場合、メーカー X は、外為法第 5 5 条の 1 0 第 1 項の「輸出を業として行う者」にはあたらない。

問題 19. 本邦にある貿易会社 X は、輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する暗視装置を米国のメーカーから購入し、韓国の警察に売却する予定である。暗視装置は、米国から韓国に直接輸出される場合、貿易会社 X は、仲介貿易取引許可は不要である。

問題 20. 外為法等遵守事項では、「該非判定に関して手続きを明確にし、実施すること。」が求められている。

問題 21. 本邦にあるメーカーは、インドにある石油会社から輸出令別表第 1 の 3 の項に該当する熱交換器と貯蔵容器を計 12 台受注したが、生産能力の関係で、3月、4月、5月の3回に分けて輸出する場合、たとえば契約が一つであっても、それぞれの輸出に対して個別の輸出許可が必要である。

問題 22. 輸出許可申請書の「経由地」の欄には、貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所を経由地として記載する。

問題 23. 本邦にあるメーカー X は、マレーシアにある子会社 Y でビールの製造を行うために輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項に該当する発酵槽 5 セットを輸出する予定である。発酵槽が、ビールの製造に用いられることが、契約書で明らかであれば安全保障上の問題は生じないので、輸出許可申請は不要である。

問題 24. 本邦にあるメーカー X は、外国への輸出や技術提供が多くなってきたことから、自社の輸出管理を徹底するために輸出管理内部規程を策定し、来月、経済産業省に届け出る予定である。この場合、届出先は、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課（A）である。（A）には、「安全保障貿易検査官室」が入る。

問題 25. 外為法等遵守事項では、「需要者及び用途の確認を行うこと」は求められていない。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
リスト規制	国際的な合意等に基づき、通常兵器や大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の1から15の項の中欄に掲げる技術の提供に際して、経済産業大臣の許可が必要となる制度。主に機能・仕様(スペック)に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。主に需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。

平成30年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第42回)

(STC Associate)試験問題